

### 3.4 環境保全措置

#### 1. 保全対象種の移設（動物）

##### (1) アズマヒキガエル

###### ① 実施内容

実施内容は、「仮設産卵池の設置」及び「卵塊・幼生の移設」とした。

###### ② 実施地点

仮設産卵池は、事業実施前にアズマヒキガエルの産卵に利用されていた場所の近傍に設置を行った。

卵塊・幼生の移設は、対象事業実施区域内の工事裸地を確認した。

###### ③ 実施日

調査実施日は、表 3-148 に示すとおりとした。

仮設産卵池の設置は、アズマヒキガエルの産卵前に実施した。

卵塊・幼生の移設は、アズマヒキガエルの産卵時期に実施した。

表 3-148 環境保全措置実施日

実施項目	仮設産卵池の設置	卵塊・幼生の移設 <sup>※</sup>
動物の移設 (アズマヒキガエル)	令和4年1月25日 令和4年2月1日 令和4年2月11日	令和4年2月25日 令和4年3月3日 令和4年3月24日
	— (令和5年2月に対 象事業実施区域内に両 生類の産卵池を創出し たため、仮設産卵池は 設置しなかった。)	令和5年2月24日 令和5年3月2日 令和5年3月24日
		令和6年2月1日 令和6年3月4日

※アズマヒキガエルの産卵時期に工事裸地等の水溜りを確認したものの、アズマヒキガエルの卵塊・幼生が確認されなかったため、移設は実施しなかった。

#### ④ 実施方法

##### 1) 仮設産卵池の設置

事業実施前に産卵環境として利用されていた場所の近傍に、産卵に適した「水深の浅い仮設の産卵池」を設置した。

##### 2) 卵塊・幼生の移設

工事中に工事裸地等の水溜りに産卵した卵塊もしくは幼生を、タモ網やザル等を用いて捕獲し、仮設産卵池もしくは新たに創出した両生類の産卵池に移設する。

#### ⑤ 実施結果

##### 1) 仮設産卵池の設置

令和4年1月25日、2月1日、2月11日に仮設産卵池Ⅰ～Ⅳを設置した。

仮設産卵池Ⅴは、工事中は常設とし、その他の仮設産卵池は、工事の進捗にあわせて産卵時期の前に設置し、幼体上陸後に撤去した。

なお、仮設産卵池Ⅲ（堰堤下流の水叩き部）には土のう等を設置し、アズマヒキガエルが産卵可能な産卵環境を創出した。

表 3-149 仮設産卵池の設置状況

<p>仮設産卵池Ⅰ（堰堤上流）</p>	<p>仮設産卵池Ⅱ（堰堤上流）</p>
	
<p>仮設産卵池Ⅲ（堰堤下流の水叩き部）</p>	
	
<p>仮設産卵池Ⅳ（堰堤下流）</p>	<p>仮設産卵池Ⅴ（工事中は常設）</p>
	

## 2) 卵塊・幼生の移設

アズマヒキガエルの産卵時期に工事裸地等の水溜りを確認したものの、アズマヒキガエルの卵塊・幼生が確認されなかったため、移設は実施しなかった。

なお、仮設産卵池及び創出した両生類の産卵池には、アズマヒキガエルの産卵が確認された。

表 3-150 卵塊・幼生の周辺の確認状況



## (2) トウカイナガレホトケドジョウ

事業計画の変更により、トウカイナガレホトケドジョウの生息する沢の改変を回避するため、トウカイナガレホトケドジョウの移設は、実施しないこととした。

## 2. 保全対象種の移植（植物）

### (1) ホナガタツナミソウ等

#### ① これまでの経緯

改変区域内に生育していたホナガタツナミソウ、エビネ、タチキランソウの 3 種（保全対象種）は、事業に伴い計画されている調整池周辺に移植する保全対象種計画であったが、調整池整備前に移植を実施する必要があったため、平成 30 年（平成 30 年 8 月 20～23 日）に仮移植地へ仮移植した。

#### ② 保全対象種の本移植について

調整池整備後に専門家へのヒアリングを行い、「現状の調整池（本移植地）は、エビネやホナガタツナミソウの移植に適した環境はないため、本移植は行わず、仮移植地にそのまま生育させることで問題ない。」との助言を得た。

したがって、保全対象種の本移植は実施しないこととした。

なお、エビネの仮移植地について、常緑低木が成長し暗くなった場所は、エビネの成長・開花を促進させるため明るい環境になるよう森林整備を行った。

### 3. 移動経路の確保（魚道の設置）

事業計画の変更により、トウカイナガレホトケドジョウの生息する沢の改変を回避したため、トウカイナガレホトケドジョウの移動経路の確保（魚道の設置）は実施しないこととした。